

鶴岡市業務継続計画【概要版】

1. 業務継続計画の目的

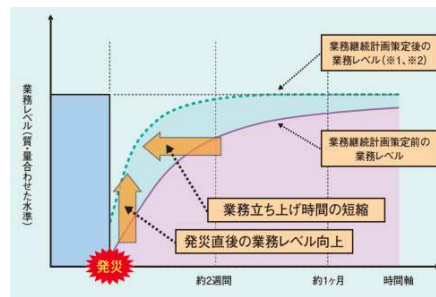
業務継続計画は、大規模災害発生時に行政自らも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下において、**優先的に実施すべき業務を特定**するとともに、**業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め**、行政機能の継続性の確保と早期の行政機能の回復を図ることを目的とする。

2. 地域防災計画と業務継続計画との関係

鶴岡市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき鶴岡市防災会議が策定する法定計画であり、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている。業務継続計画は大規模な災害発生時に、庁舎や市職員が被災し、活動に制約が生じる状況下にあっても、地域防災計画に定められた業務や業務継続の優先度の高い通常業務等を円滑に実施するためのものである。

3. 業務継続計画の効果

- 発災直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮により、業務の効率的かつ迅速な再開が可能になる。
- 業務継続計画の策定を通じ、平常時から、災害時の課題をリスクとして事前に認識することで、防災力を強化することが可能になる。
- 業務の迅速な再開により、災害時における市民生活への影響を抑えることが可能となる。



4. 業務継続計画の基本方針

- 大規模災害時であっても、住民の生命・生活・財産等の保護を図るため、地域防災計画に基づく災害応急対策業務を最優先に実施する。
- 地域社会への影響や法令の適切な執行等の観点から業務継続の優先度の高い通常業務を整理し、それ以外の通常業務は積極的に休止・縮小を行う。
- 平常時から教育や訓練等を着実に実施するとともに、不足する資源に対する対策について適切な進捗管理を実施し、実効性の確保を図る。

5. 業務継続計画の対象組織

本計画の対象組織は、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、教育委員会、荘内病院とする。なお、荘内病院については発災時に市長部局との連携が必要となる事務部について対象とし、また、上下水道部については、業務の特殊性を考慮し、独自に策定した災害対応マニュアルに基づき対応する。

6. 業務継続計画の発動と解除

以下の条件のうち、1つ以上の条件に該当する場合に、業務継続計画を発動する。

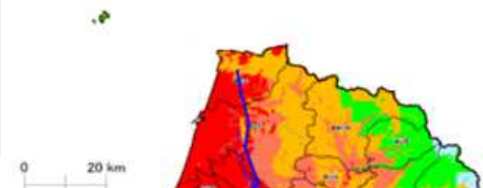
- 市内に甚大な被害が発生すると想定される震度6弱以上の地震が発生した場合
- 大規模災害の発生等による市域の被害状況等に基づき、災害対策本部長が必要と認めた場合

本部長は、本市における業務資源の不足等に伴う業務継続上の支障が改善され、平常時の業務継続が可能と判断した場合、業務継続計画の発動を解除する。

7. 想定する被害の概要

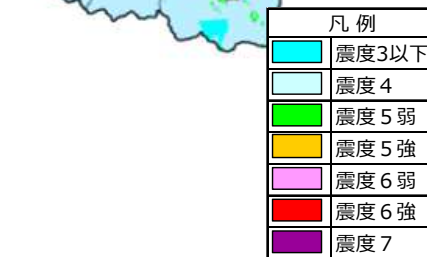
本計画において想定する非常事態は、鶴岡市地域防災計画「震災・津波対策編」の第1章第4節 地震及び津波の想定並びに観測体制に記載のある、山形県飽海郡遊佐町から酒田市東部を経て本市の藤島地域添川に至る活断層がある「庄内平野東縁断層帯」に起因する地震とする。

区分	想定内容
震源地	庄内平野東縁断層帯
マグニチュード	7.5
震度	震度6強～7
季節・時刻	冬季早朝



庄内平野東縁断層帯（マグニチュード7.5、冬季早朝）による被害想定は下表のとおりである。このうち液状化は鶴岡市において発生可能性が高く、自動車やバイクによる各庁舎までの移動に支障が生じると想定される。なお、地震による津波浸水は発生しないことを前提とする。

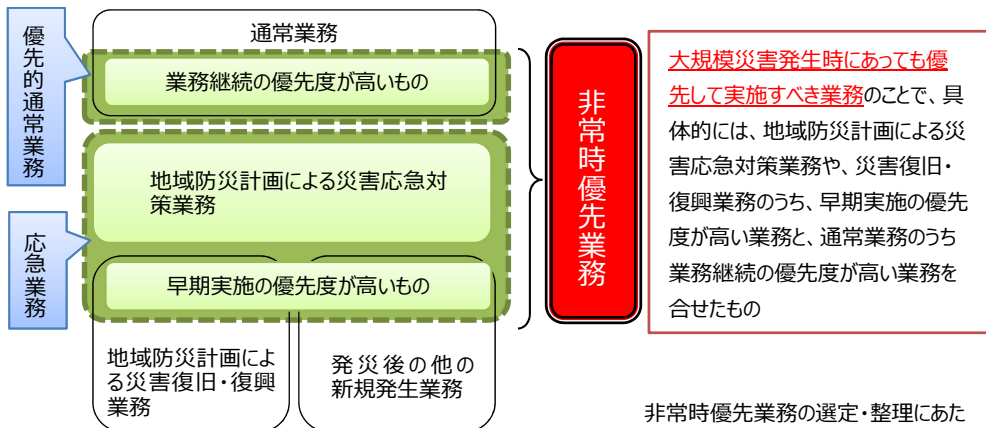
項目		被害量（市内）
建物被害	全壊	3,368棟
	半壊	7,402棟
	合計	11,770棟
火災		24棟
上水道		43,322世帯
下水道		5,171人
都市ガス		17,721世帯
LPガス		5,750世帯
電力		7,854世帯数
電話		4,808世帯



鶴岡市業務継続計画【概要版】

8. 非常時優先業務の整理

非常時優先業務とは、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のことで、具体的には、地域防災計画による災害応急対策業務や、災害復旧・復興業務のうち、早期実施の優先度が高い業務と、通常業務のうち業務継続の優先度が高い業務を合せたものをいう。



業務開始目標時間		応急業務	優先的通常業務	計	構成
初動段階	1時間以内	262	60	322	28.2%
	3時間以内	119	33	152	13.3%
応急段階	1日以内	171	99	270	23.7%
	3日以内	78	128	206	18.1%
復旧段階	1週間以内	63	127	190	16.7%
合計		693	447	1140	100.0%

非常時優先業務の選定・整理にあたり、応急業務については、鶴岡市地域防災計画に定める災害応急対策業務及び災害復旧・復興業務に記載のある全ての業務を対象とし、また、優先的通常業務については、各課等の事務分掌に掲載された各業務を対象とし、各課において選定・整理を行った。

9. 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立等

(1) 非常時優先業務の実施体制

鶴岡市業務継続計画が発動された場合は、速やかに災害対策本部体制に移行し、初動体制の確立時から本部の総力を挙げて非常時優先業務に従事する。

(2) 指揮命令系統

応急業務については、鶴岡市地域防災計画に定めるところにより、優先的通常業務については、鶴岡市行政組織規則及び鶴岡市事務専決規程に定めるところにより、それぞれの指揮命令系統のもと実施する。

(3) 職員の確保

災害対策本部相談・職員班は非常時優先業務の実施の可否と優先順位及び必要な人数を検討し、応援職員の調整・動員を指示し、部局間の職員配置について調整を行う。

(4) 職務代行

大規模災害発生時に市長が不在の場合は副市長がその職務を代行し、市長、副市長ともに不在の場合は鶴岡市長の職務を代理する職員の順位に関する規則に規定する順序により、部長の職にある者がその職務を代行する。

(5) 職員の参集体制

大規模災害発生時における職員の参集については、鶴岡市地域防災計画に定める非常配備の基準に準じて参集することとし、本計画における想定は第二次配備基準（震度6弱以上の地震で全職員参集）としている。

10. 業務継続のための執務環境・必要資源の確保

災害時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、庁舎や電力等の執務環境に係る施設機能の確保が必要である。このため、本庁舎の施設機能について、現状や被災による影響及び課題を分析し、業務継続のために必要な対策を検討する。

※対象施設

本庁舎・藤島庁舎・羽黒庁舎・櫛引庁舎・朝日庁舎・温海庁舎・こふる・消防本部・グリーンセンター
小真木原総合体育館

11. 業務継続計画の継続的な改善

業務継続計画は一旦策定すれば良いものではなく、計画の実効性を高めていくために不断の見直しを実施していくことが重要となる。

鶴岡市業務継続計画については、職員意識の向上、非常時優先業務の精査、必要資源確保対策の推進を年次的・段階的に進めていくことで、計画の実効性の向上を図る。

